「敦賀市手話言語条例」「敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例」

障がいのある人もない人も、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指し、２つの条例では、市の責務（理解促進のための施策の実施）、市民の役割（施策への協力）および事業者の役割（施策への協力や障がいのある人への合理的配慮）などを明確化しています。皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。



写真は、９月 23 日に行われた「手話言語の国際デー」、「手話の日」のブルーライトアップイベント（敦賀市知育・啓発施設「ちえなみき」）

【手話は言語】

「手話」とは、＊ろう者の言語です。手指、体の動き、表情を使って視覚的に表現する「目で見る言葉」です。

しかし、手話に接する機会は少なく、手話や聴覚障がいに対する理解が深まっているとはいえません。

「敦賀市手話言語条例」では、手話を言語として認めるとともに、手話に対する理解の促進を図ります。手話が使いやすくなる環境を整えることにより、ろう者とろう者以外の人たちが相互に理解し合い、共に暮らすことができる地域の実現を目指します。

＊「ろう者」…耳が不自由な方のうち、手話でコミュニケーションをとって日常生活を送る方たち

【障がいに応じた多様なコミュニケーションツール】

コミュニケーションツールは日常生活を送る中で、意思や感情を理解し、伝えるために必要なもので、障がいのある人は文字や音声言語のほか、手話、点字、代筆、代読などを活用しています。

しかし、これらが周りに十分に理解されているとは限らず、情報取得やコミュニケーションを取る上での障壁となっています。

「敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例」では、障がいのある人自らが選択した方法により、コミュニケーションが取れ、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。

○筆談や読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使う。

○意思を伝え合うために、絵や写真、タブレット端末などを使う。

【「障害者週間」について】

12月3日から12月9日までの1週間は「障害者週間」であると障害者基本法に定められています。障害者週間では、社会全体で障がいのある方への理解を深め、仕事や地域活動、文化・スポーツなどさまざまな場面で、障がいの有無に関わらず積極的に参加できる社会を目指して国や地方公共団体、関係団体などにおいて、さまざまな意識啓発に係る取組を展開します。

敦賀市では、この期間は障害者週間のシンボルであるイエローリボンにちなんだイエローライトアップをちえなみきにて実施し、啓発活動を行う予定です。

【合理的配慮の提供が求められています】

障がいのある人は、社会の中にあるバリア（障壁）によって生活しづらい場合があります。

合理的配慮とは、そのバリアを取り除くため、障がいのある人から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で、段差の解消や筆談での意思疎通などの対応が求められるものです。

令和６年４月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者においても合理的配慮が法定義務化されました。これらの趣旨をご理解の上、障がいのある人に対する合理的配慮の提供について、ご協力をお願いします。

【合理的配慮の提供例】

○車いす利用者のために段差に携帯スロープを設ける。





▲市民向け手話講習会



▲手話奉仕員養成講座

誰もが手話でつながり、必要な情報を得て安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指して



敦賀市聴覚障がい者福祉協会
会長　遊津（あそづ）　貞美子（てみこ）さん

敦賀市では「敦賀市手話言語条例」が施行され5年が経過しました。敦賀市が手話への理解とともに使いやすい環境づくりを進める一方で、私たち敦賀市聴覚障がい者福祉協会も、手話の普及や情報保障の充実を求めて、地域行事や学習会を通じて聴覚障がいへの理解を広げる活動に取り組んできました。

令和７年６月25日に、手話施策推進法が施行され、手話が大切な言語として認められました。手話を必要とする人が安心して自分らしく暮らせる社会に近づくことが期待されます。

しかし、制度ができるだけでは本当の安心は生まれません。手話通訳者を増やし、学校や病院、市役所、職場、災害時など、あらゆる場面で必要な情報が、ろう者や手話を必要とする人々にも届く社会をつくることが不可欠です。

これまで以上に市民の皆さんが手話を知り、手話を使う人への理解を深め、手話を「自分たちの街の言葉」として温かく受け止め、ろう者や手話を必要とする人々が「生活がよくなった」と心から実感できる社会を皆さんと共に築いていきたいと願っています。



▲みなさん



▲よろしく



▲お願いします